

かすかべ

農委だより

令和8年1月発行

第42号

編集・発行
春日部市農業委員会

〒344-8577

春日部市中央七丁目2番地1

TEL.048-739-7087

FAX.048-737-3683

おもな内容

- 新年会長あいさつ
- 農業機械や農作物などの盗難にご注意ください
- 春日部市市制施行20周年記念 第40回春日部市庄和地域産業祭
- 春日部市市制施行20周年記念 第50回春日部市農業祭



春日部市市制施行20周年記念 第50回春日部市農業祭を開催

令和7年11月23日(日・祝)アイ
ル・アリーナ ウイング・ハット春日
部において「第50回春日部市農業
祭」が開催され、当日は晩秋の晴天
の下、約18,000人の方々に来
場いただきました。

会場内では、市内の農業団体等によ
る37ブースでの農産物販売等の
他、市内農産物の品評会が開催され、
野菜、果実類、穀しゆく類等303点
が出品されました。その中で優秀な
ものは、特別賞20点、銀賞20点、銅賞
20点が表彰されました。午後からは
品評会に出品された農産物をその場
で買える即売会も開かれました。

また、市内各小学校から応募いた
だいた農業に関する絵画及び書道
が展示され、最優秀賞者2名が表彰
されました。

農業委員会では、春日部産米粉の
PR事業として、「はるこめこ唐揚
げ」を販売しました。

新年のごあいさつ



春日部市農業委員会

会長 市川 大倫

新年明けましておめでとうございます。日頃より当委員会の活動にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年の農業を取り巻く環境を振り返りますと、地域農業は依然として重要な転換期にあります。生産者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加など、構造的な課題が一層顕在化した一年でありました。

本年は、地域農業の持続可能性がより強く問われる一年となります。地域計画の年次の見直し、担い手への円滑な農地の集積・集約、未来を担う人材育成など、農業委員会が果たす役割はますます重要となつてまいります。

今年も、地域農業の健全な発展と農地の適正な利用確保に向け、農業委員、農地利用最適化推進委員はもとより、生産者・関係機関の皆様と力を合わせ、活力ある農業と地域づくりのために努めてまいり所存です。

結びに、新しい年が皆様にとりまして実り多く、健やかで良い年となりますよう心より祈念申し上げ、年頭のご挨拶いたします。

第50回 春日部市農業祭

農産物品評会

特別賞のみなさま (敬称略)



◆埼玉県知事賞

柿 折原 みち子(産直の里内牧協議会)
米 関根 和樹(いなほの会)
白菜 岡安 勢津子
(土と生きる庄和の女性トマトクラブ)

◆春日部市長賞

さつまいも 尾堤 光良(内牧出荷組合)
大根 山崎 恭子
(土と生きる庄和の女性トマトクラブ)

わわ菜 中山 光男(JA南彩トマト部会)
米 川鍋 和人(庄和南部農作業受託組合)
キンカン 小島 一仁(いなほの会)

◆春日部市議会議長賞

キャベツ 田口 秀子
(土と生きる庄和の女性トマトクラブ)

◆埼玉県春日部農林振興センター所長賞

トマト 石川 一欽(JA南彩トマト部会)
キウイフルーツ 折原 千鶴(春日部市梨組合)

◆農業委員会埼玉地方協議会長賞

みかん 齋藤 千松(花出荷組合)

◆春日部市農業委員会会長賞

柿 大塚 房男(春日部市梨組合)

◆春日部市園芸協会会長賞

キュウリ 中村 福太郎(江戸川園芸部)

◆南彩農業協同組合会長賞

里芋 齋藤 千松(花出荷組合)

◆埼玉みずほ農業協同組合会長賞

ブロッコリー 堀江 ゆき(JA埼玉みずほ)

◆北葛北部農業振興等連絡協議会長賞

ロマネスコ 小久保 静夫(JA埼玉みずほ)

◆埼玉県農業共済組合長理事賞

白菜 鈴木 静江(JA埼玉みずほ)

◆さいたま春日部市場株式会社社長賞

ほうれん草 渋谷 源三郎(花出荷組合)

◆春日部市農業団体連合会長賞

みかん 大塚 房男(産直の里内牧協議会)

第50回 春日部市農業祭

絵画・書道作品

最優秀賞 (敬称略)



◆絵画

中野小学校6年 富岡 佐月

◆書道

川辺小学校6年 宮崎 真菜



春日部市市制施行20周年記念 第40回春日部市庄和地域 産業祭を開催

令和7年11月9日(日)レジデンシャルパークSHOWAにおいて「第40回庄和地域産業祭」が開催されました。
総合多目的公園広場では、農業団体や商工業団体等62団体が出店しました。
会場内では、子供たちによるダンスや親善大使の「はなわさん」のステージイベントも催され、来場者は秋の一日を楽しんでいました。



農地利用状況調査を 実施しました

農業委員会では10月から11月にかけて、農地法に基づき、農業委員及び農地利用最適化推進委員が市内の農地の利用状況調査を実施しました。
現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供される見込みのない農地は遊休農地(耕作されていない農地)として判定されます。
利用状況調査の結果により遊休農地に判定された所有者には「利用意向調査書」をお送りしますので、調査書が届いた方は、必ず回答をお願いします。

野焼きについて

農家が行う稲わらの焼却や、田畑のあぜ道、用水路などの刈り取った雑草を焼却するなど、農業を営むためやむを得ず行う焼却は、法で認められています。

しかし、農業上であっても焼却が認められない場合があります。

- ・廃ビニールや廃プラスチックなどの焼却
- ・大量の煙や悪臭が発生し、周辺に影響を与える焼却

野焼きを行う場合は、風向きに注意し、必ず複数人で見張りながら周辺地域に十分配慮をしましょう。

農業経営及び農地利用に 関する調査について

農業委員会では、市内の農地を所有する方を対象に、毎年8月1日現在の農業経営の状況、所有農地及び借地における農地の利用等を把握するため「農業経営及び農地利用に関する調査」を実施しています。

この調査により、農地台帳を整備し、農地法の許可や各種証明書の交付等を行います。
もし、回答に漏れや誤りがある場合、許可や証明書の交付に時間がかかる場合があります。
まだ、提出されていない方は、速やかに提出をお願いします。

農業機械や農作物などの盗難にご注意ください

農業機械や農産物などの盗難事件が発生しています。また、施錠などの対策が取りにくいパイプラインのバルブも盗難が多発しています。被害に遭わないように、対策を講じ、盗難防止に努めましょう。

○農業機械など

- ・ 農業機械にエンジンキーを挿したまま放置しないようにしましょう
- ・ 田畑、農道などの住居から離れた場所やハウス内に農業機械を放置せず、農業機械は施錠された倉庫などに保管しましょう
- ・ 警報器、ハンドルロック、タイヤロックなどの盗難防止用器具を活用しましょう

○農作物

- ・ 収穫物は畑などに放置せず持ち帰りましょう
- ・ ハウスや保管庫などの窓や出入り口の施錠を徹底しましょう
- ・ 倉庫など保管場所の周りに防犯砂利を敷いて、人の出入りがあつ



○地域ぐるみの対策

- ・ たときに、分かるようにしましょう
- ・ 園地にネットや柵などを設置し、侵入しにくい環境を作りましょう
- ・ 「盗難注意」「立入禁止」などの看板やのぼり旗を設置しましょう
- ・ 地域の人や警察と連携して防犯パトロールを実施しましょう
- ・ 不審者、不審車両の目撃情報や盗難被害状況を共有しましょう
- ・ 侵入者を見分けるために、作業者や農作業車両に目印をつけましょう



シートベルトを締めましょう

農耕作業用特殊車の死亡事故は、車両単独による路外逸脱・転倒が多く、特に乗用型トラクターの死亡が多い状況です。トラクターの道路走行時には、左右独立ブレーキの連結忘れによる片ブレーキでの予期しない旋回、凸凹道や狭路などの不安定な道路の走行といった危険因子があり、車外へ投げ出される、車体の下敷きになる等の恐れがあります。



このような死亡・重傷リスクに対し、シートベルトを安全キャブ・フレームとセットで使用することが重要です。安全フレームをしつかり立てて安全域を確保し、シートベルトで身体を安全域内に固定することで、トラクターの下敷きになることを防ぐことができます。

シートベルトを着用することにより致死率が大幅に低減しますので、シートベルトをしつかり締めるようにしてください。

なお、令和9年1月1日以降に製造された座席を有するトラクターは、大型特殊自動車・小型特殊自動車に限らず、シートベルトの着用が義務化されます。

注意**あなたの農地が
狙われています**

「草刈りして返すから、一時的に資材置場として貸してほしい」、「重機を数日間だけ置かせてほしい」などと言葉巧みに話を持ちかけて同意を取り、又は同意を取らずに、法令手続きを無視して短期間に大量の土砂等を堆積する事案が発生しています。

土砂を堆積するには、法令手続きが必要です。

違法な土砂等の堆積が行われた場合、これらの責任や撤去費用の負担は、行為者だけでなく、農地所有者に及ぶこともあります。

このようなトラブルに巻き込まれないよう、うまい話があっても安易に土地を貸さない、定期的に農地を見回るなど、自分の農地は自分で守りましょう。

**農地転用には****許可や届出が必要です**

市街化調整区域内の農地を農地以外の用途（住宅地・駐車場・資材置場等）に転用する場合には、知事の許可が必要です。

また、市街化区域内の農地を転用する場合には、農業委員会への届出が必要になります。農地法の許可を受けずに無断で農地を転用し、現状が農地以外になっている場合においても、農地法上は農地となりますので、農地法違反として工事の中止、原状回復命令等の処分や、罰則が課せられる場合があります。農業委員会では農地パトロールを実施し、無断転用を発見した場合は是正指導を行っています。

**経営と暮らしに役立つ
情報をお届けします**

**農家のための情報誌
全国農業新聞**

- ◆発行日／週一回（毎週金曜日）
- ◆発行元／全国農業会議所
- ◆購読料／新聞本誌 月額700円（送料、税込）
電子版 月額500円（税込）

※令和8年4月1日から購読料改定あり

○申込み／農業委員会事務局まで
☎048-739-7087

相続登記が**義務化されました**

令和6年4月1日から、相続登記の申請が法律で義務化されました。

①相続（遺言も含む）によって不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。

②遺産分割が成立した場合、不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から3年以内に、相続登記をしなければなりません。

①と②のいずれについても、正当な理由なく義務に違反した場合は10万円以下の過料が生じることがあります。

なお、令和6年4月1日より以前に相続が開始している場合も、3年の猶予期間がありますが、義務化の対象となります。

詳しくは、左のQRコードから法務省のホームページをご覧ください。



トラクターの登録手続きについて

小型特殊自動車（トラクターなど）を所有している場合は、公道を走らなくてもナンバープレートを取得しなければなりません。

小型特殊自動車（トラクターなど）を持つていて、登録がお済みでない方は、春日部市役所市民税課もしくは庄和総合支所総務担当の窓口にて、登録手続きをお願いします。

登録の際に必要な書類は、

①販売証明書

②本人確認書類

（運転免許証・マイナンバーカードなど）

③（本人以外が申請する場合は）委任状です。

【お問い合わせ先】

市民税課

☎ 797-18227



田畑の耕作ができなくなったら？

公的な機関だから安心です。

まとまりのある形で

農地中間管理事業のしくみ



農地中間管理機構 (埼玉県農林公社)

- 貸し付けるまでの間は、農地を適正に管理します。
- 必要に応じ、簡易な条件整理も行います。
- ※借り入れる農地には一定の要件があります。詳しくは機構のHPをご覧ください。



お問い合わせ先

埼玉県農地中間管理機構
(公益社団法人埼玉県農林公社)

☎ 361-0013 行田市大字真名板1975番1
☎ 048-558-3555 FAX 048-558-3558
E-mail nouchi@sainourin.or.jp

埼玉県農林公社

検索



農業年金者

国民年金

【問い合わせ】

<https://www.nounen.go.jp>

農業者年金基金

検索

※農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金（付加保険料月額400円）への加入も必要となります。

③ 20歳以上60歳未満の方

② 年間60日以上農業に従事する者

者でないこと。）

① 国民年金の第1号被保険者（ただし、保険料納付免除

者でないこと。）

配偶者や後継者など家族農業従事者の人も加入できます。

次「3つの要件」を満たせば誰でも加入できます。

農業に従事されている方は、

次の「3つの要件」を満たせば誰でも加入できます。

独立行政法人 農業者年金基金

農業者年金に加入しませんか

農業者年金は、農業者がより豊かな老後生活を過ごすことができるよう国民年金（基礎年金）に上乗せした公的年金です。

編集後記

明けましておめでとうござい

す。
昨年は、イネカメムシの被害こそ少なかったものの、イノシシ等による獣害、記録的猛暑と自然の脅威を多く感じた年となりました。農業を取り巻く環境は依然として厳しいものがありますが、皆様が安心して農業を営めるよう、そして皆様の日々の努力が実を結びますよう、これからも編集委員一同、皆様に役立つ情報を提供し、様々な課題に対応していきたいと思えます。

今後とも、農業委員会の活動にご理解・ご協力をお願いいたします。

編集・発行

春日部市農業委員会

☎ 344-8577

春日部市中央七丁目2番地 1

☎ 048-739-7087

編集委員

伊藤 弘子／市川 大倫／川鍋 浩之
飯島 優子／山崎 勇喜／岡本 勉
水口 健二／森本 恒平／萩原 勝